

議案第 60 号

伊賀市個人情報保護条例の一部改正について

伊賀市個人情報保護条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例

伊賀市個人情報保護条例(平成 16 年伊賀市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次に掲げるもののうち、いずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条第 9 号中「第 4 号」を「第 6 号」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 8 号を第 10 号とし、第 7 号を第 9 号とし、同条第 6 号中「第 4 号」を「第 6 号」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号を第 4 号とし、

第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第4項中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第14条に次の1項を加える。

3 死者の保有個人情報については、相続人が実施機関に対し、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する保有個人情報に限り、開示を請求することができるものとする。

第15条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 相続人による開示請求の場合にあつては、被相続人である死者の氏名及び死亡時の住所

第15条第2項中「又はその代理人」を「、その代理人又はその相続人」に改める。

第16条第2号中「、本人」を「本人をいい、相続人による開示請求の場合にあつては当該開示請求に係る死者」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 相続人による開示請求がなされた場合において、当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。